

八雲町告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定める。

令和元年5月15日

八雲町長 岩村克詔

1 資格及び調達する物品等の種類

町が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達する物品等の種類は、（3）に定めるものとする。

- （1）契約 令和元年5月15日に一般競争入札の公告を行う道立公園噴火湾パノラマパークで使用する電力の受給契約（業務用一般電力及び従量電灯C）
- （2）資格 電力の受給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- （3）物品等の種類 電力

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （5）暴力団関係事業者等でないこと。
- （6）国税、都道府県税及び町税を滞納している者でないこと。
- （7）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (8) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。
- (9) 北海道を供給区域とする一般送配電事業者と接続供給契約を締結していること。
- (10) 資格審査の申請をする日の直前までに国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体との間に 2 年間で 2 回以上の電力供給実績があること。
- (11) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 14 条第 4 項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和元年 5 月 15 日（水）から令和元年 5 月 24 日（金）まで（休館日である月曜日を除く）の毎日午前 9 時 30 分から午後 6 時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 公園緑地推進室で申請書類を交付する。

なお、道立公園噴火湾パノラマパークのホームページ（<http://panorama.town.yakumo.hokkaido.jp/>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請書類及び提出方法

次の書類をすべて揃えて、郵送または持参により提出すること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 様式 1

イ 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し

ウ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請日の前 3 か月以内に発行されたもの）

エ 財務諸表（申請の直近における決算に係る貸借対照表及び損益計算書）

オ 使用印鑑届 様式 2

カ 委任状（入札、契約等に関する権限を支店、営業所等に委任する場合） 様式 3

キ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、本店所在地の都府県の事業税、道税の納税証明書（各証明書は申請日の前 3 か月以内に発行されたもの）

ク 八雲町税納税証明書 様式 4

※八雲町に納税義務がない場合は、申出書（様式 5）を提出すること。

ケ 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書 様式 6

コ 暴力団等の排除に関する誓約書 様式 7

サ 入札参加申請書 様式 8

シ 資格審査の申請をする日の直前までに国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体との間に 2 年以上の電力供給実績があることを証明する書面（様式任意）

(4) 申請書類の提出先及び問合せ先

〒049-3124 北海道二世郡八雲町浜松 368-8 パノラマ館内
道立公園噴火湾パノラマパーク指定管理者 八雲町
担当部署：公園緑地推進室
TEL 0137-65-6030 FAX 0137-65-6031

4 資格審査結果の通知

町長は、資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を当該申請者に通知する。

5 資格の有効期間及び当該期間の更洗手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。